

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和4年度第1四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託	その他	川下 清	13,000,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	監査等業務委託(その1)	その他	有限責任監査法人トーマツ大阪事務所	20,460,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	監査等業務委託(その2)	その他	暁監査法人	19,371,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	職員採用試験にかかる能力検査業務委託	試験問題作成	株式会社リクルートマネジメントソリューションズ	5,990,600	令和4年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
5	参議院議員通常選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託	情報処理	株式会社ムサシ	40,335,900	令和4年5月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	○
6	参議院議員通常選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託	情報処理	株式会社ムサシ	7,718,370	令和4年5月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
7	参議院議員通常選挙に係る投開票集計システム運用及びサポート業務委託	情報処理	株式会社ムサシ	1,932,370	令和4年5月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
8	「大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致の賛否を問う住民投票条例」制定の直接請求に係る期日前投票システム運用業務委託	情報処理	株式会社ムサシ	1,364,000	令和4年5月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
9	令和4年度 職員採用試験等関係書類の点字訳・音声パソコン用テキストファイルの作成、答案墨字訳及び音訳・音声デイジーデータマスター作成業務委託	その他	社会福祉法人日本ライトハウス	2,585,259	令和4年5月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
10	参議院議員通常用投票用紙自動交付機・計数機(ムサシ製)点検調整等業務委託	情報処理	株式会社ムサシ	5,066,600	令和4年5月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
11	大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託	看板	株式会社Ngrowing	1,687,950	令和4年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
12	大阪市議会議員城東区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託	看板	株式会社ニコニコ工芸社	2,992,000	令和4年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託

2 契約の相手方

川下 清

3 随意契約理由

包括外部監査契約は、地方自治法第252条の36の規定により、弁護士、公認会計士など外部の専門的知識を有する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とする契約であり、政令市は毎会計年度実施を義務付けられている。

また、同条第4項の規定によれば、連続して3回まで、同一の者と包括外部監査契約を締結することが認められている。

なお、契約締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経る必要がある。

川下清氏は、日本公認会計士協会近畿会、大阪弁護士会及び近畿税理士会の推薦者の中からコンペ方式により選考を行った結果、最も優れた提案を行ったことから、令和4年度の包括外部監査人候補者となったため、同氏と包括外部監査契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8583）

随意契約理由書

1 案件名称

監査等業務委託（その１）

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務は、本市の監査委員が地方自治法第 199 条の規定に基づき本市の財政援助団体及び出資団体に対して行う監査において、公認会計士等の専門的知識、経験を活用することによって、監査等の独立性、専門性及び効率性をより一層高め、監査機能の充実・強化を図ることを目的として実施するものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方 2 者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、契約相手方として適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8581）

随意契約理由書

1 案件名称

監査等業務委託（その２）

2 契約の相手方

暁監査法人

3 随意契約理由

本業務は、本市の監査委員が地方自治法第 199 条の規定に基づき本市の財政援助団体及び出資団体に対して行う監査において、公認会計士等の専門的知識、経験を活用することによって、監査等の独立性、専門性及び効率性をより一層高め、監査機能の充実・強化を図ることを目的として実施するものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方 2 者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、契約相手方として適しているとのことであつたため、その意見を踏まえ、暁監査法人と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8581）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験にかかる能力検査業務委託

2 契約の相手方

株式会社リクルートマネジメントソリューションズ

3 随意契約理由

本市では、優秀な人材を採用するため、民間企業志望者を含め多数・多様の受験者が確保できるよう、教養試験ではなく民間で広く活用されている適性試験、とりわけ（株）リクルートマネジメントソリューションズの SPI を平成 24 年度から継続して活用してきた。

（株）リクルートマネジメントソリューションズが提供する SPI は、応用力や論理的思考力に重点を置いた出題傾向であり、本市職員として求める人材像にふさわしいかを見極める観点と合致する。また、民間企業の採用試験で行われる適性検査の代表的なものであることから、全国的に受検者数が多く全国の受検者データ蓄積が十分にあり、必要に応じて本市受験者との比較が可能である。

次に、本市採用試験は機会の均等の観点から、あらゆる方が試験申込み（参加）できることを前提としており、障がいを持つ受験者の申込みも想定しているため、適性試験問題の点字版を試験区分ごとに準備する必要があるが、年間を通じて複数種類の点字版の問題を提供することができるのは SPI のみとなっている。

受験者は一般的に受験する自治体や企業の採用試験の出題傾向を分析し、出題傾向に合った受験対策を講じるが、適性試験の種類は多く、難易度、出題傾向も様々である。

これまで本市では、結果的に SPI を継続活用しているが、契約前に公表する必要がある採用試験要綱には適性試験の種類を明記できなかったことにより、受験者から多数寄せられる適性試験の種類に関する問合せへの回答は曖昧にならざるを得ず、また、SPI に決定後も採用試験要綱に記載していないため、受験者の公平性の観点から回答できず、一定の混乱が生じていた。

この点について、本市人事委員会としても受験者の負担軽減を図る必要性について強く認識しているところであり、その対策として採用試験要綱に SPI と明記することで、受験者が出題内容を事前に把握し試験準備ができるようにし、受験者の負担軽減や安定的確保、問合せの減少につなげることができると見込んでいる。

これらを総合的に勘案し、適性試験として SPI を採用するものであるが、当該検査は（株）リクルートマネジメントソリューションズの商品であり、その提供及び検査結果の判定は同社のみが可能であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ

3 随意契約理由

本業務は、株式会社ムサシが開発した投票管理システムを用いて、投票の当日に各投票所において選挙人の名簿対照業務を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものである。

投票管理システムは、本市において既に導入している期日前投票システムにより作成した選挙人名簿データを使用し、投票日当日に投票所において選挙人の名簿対照を行うものであるが、選挙人名簿データと接続して使用できるシステムは、期日前投票システムを開発した株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開している本システムのみである。

なお、いずれのシステムも同社が開発し、本市仕様にカスタマイズして使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ

3 随意契約理由

本業務は、株式会社ムサシが開発した期日前投票システムを用いて、投票前に住基システムから抽出した選挙人データを取り込み、日々選挙人の異動情報を付加しながら選挙人情報を管理し、期日前投票所において名簿対照時に使用し、投票情報を管理するにあたって、その運用及びサポートを実施するものであるが、当該システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開しているシステムである。

期日前投票システムは、同社が開発し、本市住基システムと連携が可能となるよう本市仕様にカスタマイズして使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるよう設定及びサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙に係る投開票集計システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ

3 随意契約理由

本業務は、投開票集計システムを用いて、期日前投票期間、投開票日当日に投票者数、開票数の集計を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものであるが、当該システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開しているシステムである。また、期日前投票期間の集計については、同社が開発し、本市において既に導入している期日前投票システムと連携の上実施している。

当該システムは同社が開発し、本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことはできない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社以外には存在しないことから、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

「大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）誘致の賛否を問う住民投票条例」制定の直接請求に係る期日前投票システム運用業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ

3 随意契約理由

直接請求に係る署名簿審査業務を行うに当たって、署名をした者の選挙人名簿への登録の有無や重複署名の確認等を正確に行う必要がある。署名簿の審査には6月1日の定時登録時の選挙人名簿データを本市住基システムから取り込んで使用するが、6月1日以降の住基異動情報も日々、選挙人名簿に反映する等の作業が必要であり、署名審査・住基異動情報の一元管理が求められる。それらの膨大な作業を、各区において円滑に、また効率よく行うためには、選挙時に使用している期日前投票システムを用いて署名簿の審査管理を行うことが最も正確性が高くかつ効率的である。

期日前投票システムは、株式会社ムサシが開発し、パッケージシステムとして展開しているシステムであり、本市住基システムと連携が可能となるよう本市仕様にカスタマイズして使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の直接請求に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるよう設定を行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験等関係書類の点字訳・音声パソコン用テキストファイルの作成、答案墨字訳及び音訳・音声デイジーデータマスター作成業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 日本ライトハウス

3 随意契約理由

本市の職員採用試験においては、一部の職種において視覚障がい者の受験を認めており、受験者の希望があれば、筆記試験において点字版の問題集による出題等が必要となる。試験問題などの職員採用試験等関係書類は漏洩などの事故が起こった場合、公平な試験実施が不可能となるなど甚大な影響を及ぼすため、その点字訳等に係り知り得る情報については秘密保持が絶対条件であること、また、教養試験問題等幅広い分野について、受験者にとってわかりやすく点字訳できる、高い点字訳の能力を有していることが必要である。

さらに、点字訳等に当たっては、問題の秘匿性から市職員立会のもと、点字訳等作業を行う必要があり、作業が数日にまたがることもあるため、作業場への移動や問題の納品時の事故のリスクを軽減することなどを考慮した作業環境の確保や立地であることが必要となる。

これらの点について、社会福祉法人日本ライトハウスは、大阪市鶴見区に本部を置き、東大阪市に点字訳等を行う「点字情報技術センター」を有しており、施設内には施錠可能な点訳作業等専用の部屋があり、秘密保持体制の確立もなされている。

また、他の地方公共団体の試験問題や大学の入学試験問題等、試験問題の点字訳等について多くの実績を有しているとともに、本市採用試験の点字訳等の実績も有している。さらに、点字と音声パソコンを併用して採用試験を受験希望する者の中で、試験問題の音声デイジー専用再生機器による読み上げの対応の希望がある者のために、音訳・音声デイジーデータマスター作成を行う必要があるが、音訳等の業務であり、専門知識や録音機材等が必要であり、現在も履行可能な事業者をホームページにて公募を行い、随時募集しているが社会福祉法人日本ライトハウス1社しか登録がない状況である。

これらを総合的に勘案し、本委託契約の必要な条件を全て満たし、履行可能な業者は、社会福祉法人日本ライトハウスのみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙用投票用紙自動交付機・計数機（ムサシ製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙自動交付機・計数機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

株式会社ムサシは、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託

2 契約の相手方

大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙：株式会社 Ngrowing

3 随意契約理由

本業務は、公職選挙法第 144 条の 5 及び大阪市選挙ポスター掲示場条例第 1 条に基づき、同法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの掲示場を作製・設置し、選挙期日までに生じた破損の修繕等を行い、選挙後には撤去の上処分を行うものである。

令和 4 年 5 月 30 日に市議会議長より東成区選出の海老沢由紀議員の辞職に伴う欠員通知を受領、6 月 1 日開催の市選挙管理委員会にて、7 月 10 日に補欠選挙を執行することが議決された。（なお、同日に参院選の執行が予定されている。）

この場合、告示日となる 7 月 1 日の前日である 6 月 30 日までにポスター掲示場の設置を完了しなければならず、設置に向けた日程は非常にタイトとなる。通常、ポスター掲示場の作製・設置にあたっては、設置場所の状態に応じた設置方法の検討や設置ルートの確認、作業日時の調整など区選挙管理委員会（以下「区選管」という。）や設置場所の管理者等との綿密な調整が必要であり、日程が非常にタイトである本件では、期限内に設置を完了することは、非常に困難な状況となっている。

しかしながら、本件ポスター掲示場を、既に準備を進めている参院選に係るポスター掲示場の設置に向けた区選管や設置場所の管理者等との調整内容を活用し、参院選に係るポスター掲示場と隣接した箇所に設置すれば、期限内に設置を完了することが可能となると考えている。

以上のことから、既に参院選に係る大阪市東成区が含まれるブロックのポスター掲示場作製・設置等業務委託契約を締結している株式会社 Ngrowing を特名し契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市議会議員城東区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託

2 契約の相手方

大阪市議会議員城東区選挙区補欠選挙：株式会社 ニコニコ工芸社

3 随意契約理由

本業務は、公職選挙法第 144 条の 5 及び大阪市選挙ポスター掲示場条例第 1 条に基づき、同法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの掲示場を作製・設置し、選挙期日までに生じた破損の修繕等を行い、選挙後には撤去の上処分を行うものである。

令和 4 年 6 月 1 日に市議会議長より城東区選出の飯田哲史議員の辞職に伴う欠員通知を受領、同日開催の市選挙管理委員会にて、7 月 10 日に補欠選挙を執行することが議決された。（なお、同日に参院選の執行が予定されている。）

この場合、告示日となる 7 月 1 日の前日である 6 月 30 日までにポスター掲示場の設置を完了しなければならず、設置に向けた日程は非常にタイトとなる。通常、ポスター掲示場の作製・設置にあたっては、設置場所の状態に応じた設置方法の検討や設置ルートの確認、作業日時の調整など区選挙管理委員会（以下「区選管」という。）や設置場所の管理者等との綿密な調整が必要であり、日程が非常にタイトである本件では、期限内に設置を完了することは、非常に困難な状況となっている。

しかしながら、本件ポスター掲示場を、既に準備を進めている参院選に係るポスター掲示場の設置に向けた区選管や設置場所の管理者等との調整内容を活用し、参院選に係るポスター掲示場と隣接した箇所に設置すれば、期限内に設置を完了することが可能となると考えている。

以上のことから、既に参院選に係る参院選に係る大阪市城東区が含まれるブロックのポスター掲示場作製・設置等業務委託契約を締結している株式会社 ニコニコ工芸社を特名し契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）